

一般財団法人宝塚市保健福祉サービス公社
居宅介護支援事業所
身体拘束等の適正化のための指針

(総則)

第1条 この指針は、一般財団法人宝塚市保健福祉サービス/居宅介護支援事業所において、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束廃止に向けた意識をもち、利用者が介護サービスを適切に利用できるように支援するために事項を定める。

(1) 身体拘束禁止の条文

サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止する。

(2) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解したうえで、身体拘束を行われない介護の提供をすることが原則である。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがある。

切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替える介護方法がないこと。

一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

(身体拘束に関する基本指針)

第2条 身体拘束の原則禁止

原則として、利用者に対する身体拘束行為及びその他の行動制限を禁止する。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

利用者本人または他の利用者等の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の障害よりも、拘束しないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要素の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明と同意を得るものとする。

身体拘束を行った場合は、その状況について経過を記録し、できるだけ早期に拘束を解除するよう努める。

(3) 日常の介護における留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために日常的に以下のことを取り組む。

- 1) 利用者主体の行動・尊厳ある生活になるよう援助する。
- 2) 言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げない。

- 3) 利用者の思いを汲み取り利用者の意向に沿ったサービスを提供し多職種協働で個々に応じた丁寧な対応に努める。
- 4) 利用者の安全を確保する観点から利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げない。やむを得ず安全確保を優先する場合は委員会において検討する。
- 5) やむを得ないと、拘束に準ずる行為を行っていないか常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるよう援助する。

（身体拘束に関する体制）

第3条 身体的拘束等の適正化を図るための委員会の設置等

- (1) 身体的拘束等の適正化を図るための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し3月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 委員会の構成メンバーは法人管理者もしくは予め定めた代行者、介護支援専門員等、その他必要と認める者とする。

（やむを得ず身体拘束を行う場合の対応）

第4条 利用者本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、以下の手順に従って実施する。

(1) 緊急委員会の実施

緊急やむを得ない状況になった場合、委員会を中心として各関係部署の代表が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し身体拘束を行うことを選択する前に、切迫性・非代替性・一時性に3要素の全てを満たしているかどうかについて検討・確認する。

要件を検討し身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法・場所・時間帯・期間等について検討し本人・家族に対する説明書・同意書を作成する。

また廃止に向けた取り組みや改善の検討を担当職員と行き、次回委員会にて報告する。

(2) 利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間または時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し十分な理解が得られるように努める。

また身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等に対し身体拘束の内容と今後の方向性、利用者の状態などを説明し同意を得たうえで実施し身体拘束に対する同意書を送付する。

(3) 記録と再検討

身体拘束に関する記録は義務付けられており専用の様式を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録する。身体拘束の早期解除に向けて拘束の必要性

や方法を逐次検討する。その記録は2年間保存し行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにする。

(4) 拘束の解除

(2) に規定する記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は速やかに身体拘束を解除する。その場合は、契約者・家族に報告をする。

【身体拘束禁止の対象となる具体的な行為】

- ①徘徊しないように、車いすや椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車いすや椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

（身体拘束等の防止にむけた適正化研修の実施）

第5条 職員に対して、身体拘束等の防止にむけ人権を尊重した介護の励行を図り職員研修を行う。

(1) 職員教育の内容

- 1) 新規採用：採用後3か月以内
- 2) 継続研修：定期的の実施

（指針等の見直し）

第6条 指針等は委員会において、定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

（利用者に対する指針の閲覧について）

第7条 事業所は、本指針をいつでも閲覧できるように事業所に備え置くとともに、事業所ホームページに掲載し、いつでも閲覧が可能な状態とする。

付 則 この指針は、令和6年4月1日から施行する。